

保存種別 第3種（5年保存）

各管区警察局保安（公安）部長
警視庁生活安全部長
警視庁刑事部長 殿
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁丁生企発第12号、丁生環発第20号、刑企発第20号
平成12年2月4日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁生活安全局生活環境課長
警察庁刑事局刑事企画課長

いわゆるハッカー・なりすまし犯罪防止対策の推進について（通達）

今般、中央省庁等のサーバが外部から不正に操作され、そのホームページが改ざん等されるといふいわゆるハッカー事案が連続して発生し、インターネットの安全性に大きな懸念を与えているところである。本年2月13日から、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号。以下「不正アクセス禁止法」という。）が施行される所であり、警察として、その適切な施行により、これらハッカー事案による被害防止、的確な取締り等の措置を行わなければならない。また、平成11年のネットワーク利用犯罪の検挙件数は247件に上っているが、これらの犯罪は偽名又は架空名義でプロバイダと契約する、メールアドレスを取得するなどの方法により、他人になりすまして行うことが容易であり、今後ますます発展が予想される電子商取引等において、他人へのなりすましによる詐欺等のネットワーク利用犯罪の増加が懸念される所である。

このような情勢を踏まえ、警察庁においては、インターネット・サービス・プロバイダ業界に対して、別添1のとおり、いわゆるハッカー犯罪、ネットワークを利用したなりすまし犯罪の防止対策のための措置を講ずることを要請した。

そこで、各都道府県警察においても、いわゆるハッカー・なりすまし犯罪を防止するために、下記のとおり、関係部門の連携を図り総合的な対策を推進されたい。

記

1 被害防止対策の推進

(1) 関係業界への要請

不正アクセス禁止法の施行を機に、プロバイダとの連絡協議会等を通じて次の事項を要請し、関係企業における自主的取組を促すこと。その際、これまでに発生したいわゆるハッカー犯罪、なりすまし犯罪における手口、プロバイダとの利用契約時における問題点等について説明し、対策の必要性について十分な理解を求めること。

○ システムのセキュリティ・ホールの解消等のコンピュータのアクセス制御機能の高度化、ログの記録、保存、その定期的な監査等の不正アクセス行為からの防御のための措置の実施

○ プロバイダにおける、利用契約時、メールアドレス提供時等の的確な本人確認の実施

・いわゆるオンラインサインアップの手続きの場合には、申込者がクレジットカードの名義人であること、又は申し込み本人であることを確認するための措置

を講じること。(注)

- ・郵送による手続きの場合には、申込者が名義人であることを証する運転免許証の写し等身元を証明する書類の送付を受けて確認すること。
- ・料金前払いによる手続きの場合には、運転免許証の写し等の中込者の身元を確認する書類の提示を受けて確認し、その書類を保管すること。
- ・他人・架空名義の銀行口座、クレジットカード番号等の売買等を内容とするホームページの削除等の措置

(注) 具体例としては、正式ID・パスワード及び関係書類を申込者の住所に郵送する、正式契約となるのはクレジットカードのコピーの送付後とするなど、合理的な範囲内での確認のための措置が考えられる。

- 利用者に対し、ID・パスワード等の識別符号の適正な管理についての広報の実施
- 不正アクセス行為等のネットワーク犯罪認知時における速やかな通報
- ホームページ等を利用した識別符号の提供行為、銀行口座の提供行為等を認知した際の当該ホームページ等の削除、通報等の措置

(2) 広報啓発活動の推進

ネットワークにおいては、相手方確認手段はメールアドレス等の情報しかないため、電子メールのやり取り等において常に相手方が他人になりすましている危険性があることのほか、次の事項等について積極的な広報啓発を推進し、国民の注意喚起を図ること。

- 不正アクセス禁止法で禁止されている不正アクセス行為及び助長行為の構成要件
- ID・パスワード等の識別符号、クレジットカード番号等のネットワークにおける他人へのなりすましに利用されるおそれのある個人情報 の適切な管理

2 的確な取締りの推進

(1) 不正アクセス行為等の取締りの推進

「不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の施行について(依命通達)」(平成12年1月21日付け警察庁乙生発第1号、乙官発第1号、乙情発第1号)及び「不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の概要及び運用上の留意事項について」(平成12年1月21日付け警察庁丙生企発第31号、丙生環発第2号、丙技発第1号)に従って、不正アクセス行為及び助長行為の取締りを推進すること。

また、ネットワークを利用して売買等されている銀行口座については、架空・他人名義で開設されたものと想定され、その開設にあたって有印私文書偽造・同行使罪が成立すると考えられるため、銀行口座の売買を認知した際にはその実態を解明し、検挙に努めること。

(2) なりすまし犯罪の徹底解明

他人の識別符号を窃用した不正アクセス行為、架空・他人名義で入手したID・パスワード等を利用したなりすましによる犯罪を検挙した際には、そのなりすまし

手段を徹底解明し、今後の防犯活動に役立てること。また、いわゆるID屋や銀行口座屋を利用したものである場合には、突き上げ捜査によりその実態を解明し、識別符号の提供違反、有印私文書偽造・同行使等による検挙を図ること。

(3) 情報収集活動の推進

サイバー・パトロールを推進し、識別符号の提供行為、銀行口座等の販売行為の把握に努めること。

また、消費生活センター等との連携を強化し、なりすまし犯罪の把握に努めること。

3 その他

(1) 上記施策を推進するに当たっては、各都道府県警察におけるハイテク犯罪対策プロジェクトの効果的活用を図り、組織の総合力を発揮するよう努めること。

(2) 当分の間、なりすましによるハイテク犯罪を検挙した際には、別添2の様式に従って警察庁生活安全局生活安全企画課と刑事局刑事企画課まで報告されたい。

警察庁内生企発第35号
警察庁内刑企発第13号
平成12年2月4日

電子ネットワーク協議会会長 殿

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局長

いわゆるハッカー・なりすまし犯罪の防止対策のための必要な措置
について（要請）

謹啓 晩冬の候 貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般の中央省庁等のサーバを対象としたいわゆるハッカー事案は、インターネットの安全性に大きな懸念を与えたところであり、警察といたしましては、本年2月13日に施行されます「不正アクセス行為等の禁止に関する法律」の適切な施行に努めてまいるところであります。同法の施行に当たり、事業者の方々におかれても、ネットワークシステムがいわゆるハッカー犯罪の対象となり、あるいは踏み台として知らぬ間にハッカーに利用されること等を防止していただく必要があると考えております。

一方、平成11年のネットワーク利用犯罪は、247件に上り、詐欺等一般国民を被害者とする形態のものが増加が特に著しいところ、これらの犯罪は、犯人が自らの身元を隠蔽するため、偽名又は架空名義でプロバイダと契約する、他人のアカウントを使用するなどの方法により、他人になりすまして行われることが多いという特徴があります。

ハッカー事案やこれらのネットワーク利用犯罪からネットワークシステムや国民を守り、今後益々発展が期待される電子商取引をはじめとするインターネットが安全で国民の多くが安心して利用することができるものとするためには、ハッカー事案及び「なりすまし」犯罪が容易に行われることのないようセキュリティの向上、プロバイダ契約時等における確実な本人確認の実施等のハッカー・なりすまし犯罪対策を推進する必要があると高まっているところであります。

そこで、貴台におかれましては、加盟各社とともに、ハッカー・なりすまし犯罪防止対策として、別紙の対策をおとりいただくよう要請いたします。

要請の趣旨につき特段のご理解をいただき、インターネットが安全で安心して利用できるものとなるためのご協力をよろしくお願いいたします。

謹白

別紙

(アクセス管理者としてのハッカー対策)

- 識別符号等の適正な管理及びアクセス制御機能の高度化
- 利用記録（いわゆるログ）の保存とその解析を行い、ハッカー犯罪の対象となること等を防止するための措置の改善等に反映させること

(なりすまし犯罪対策)

- いわゆるオンラインサインアップ手続きの場合には、申込者がクレジットカードの名義人であること、又は申し込み本人であることを確認するための措置を講じること。
- 郵送による手続きの場合には、申込者が名義人であることを証する運転免許証の写し等の身元を証明する書類の送付を受けて確認すること。
- 料金前払いによる手続きの場合には、運転免許証の写し等の身元を確認する書類の呈示を受けて確認し、その書類を保管すること。
- 他人の識別符号等の売買等を内容とするホームページの削除等の措置
- 他人・架空名義の銀行口座、クレジットカード番号等の売買等を内容とするホームページの削除等の措置

警察庁丙生企発第36号
警察庁丙刑企発第14号
平成12年2月4日

郵政省電気通信局長 殿

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局長

いわゆるハッカー・なりすまし犯罪の防止対策のための必要な措置
について（要請）

謹啓 晩冬の候 貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の中央省庁等のサーバを対象としたいわゆるハッカー事案はインターネットの安全性に大きな懸念を与えたところであり、警察といたしましては、本年2月13日に施行されます「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」の適切な施行に努めてまいるところであります。

一方、平成11年のネットワーク利用犯罪は247件に上り、詐欺等一般国民を被害者とする形態のものが増加が特に著しいところ、これらの犯罪は、犯人が自らの身元を隠蔽するため、偽名又は架空名義でプロバイダと契約する、他人のアカウントを使用するなどの方法により、他人になりすまして行われることが多いという特徴があります。

ハッカー事案やこれらのネットワーク利用犯罪からネットワークシステムや国民を守り、今後益々発展が期待される電子商取引をはじめとするインターネットが安全で国民の多くが安心して利用することができるものとするためには、ハッカー事案及び「なりすまし」犯罪が容易に行われることのないようセキュリティの向上、プロバイダ契約時等における確実な本人確認の実施等のハッカー・なりすまし犯罪対策を推進する必要が高まっているところであります。

そこで、当職から、今般、貴省関係団体に別添のとおり要請いたしました。

これらの対策が、ネットワークシステムが犯罪の対象となり、あるいは踏み台としてハッカーに利用されることを防止するため、また、犯罪から多くの国民を守るため必要な措置であることにご理解いただき、インターネットが安全で安心して利用できるものとなるために、貴省からもご指導方お願いいたします。

また、以上のことから明らかなように、インターネットの利用には「なりすまし」による犯罪の危険が極めて高いことから、現在、貴省が策定中の「電子署名及び認証業務に関する法律案（仮称）」におきましても、電子認証制度を悪用する犯罪の防止のために、確実な本人確認の実施等犯罪防止のための仕組みを盛り込む必要性につきご理解いただきたくお願い申し上げます。

謹白

警察庁丙生企発第37号
警察庁丙刑企発第15号
平成12年2月4日

通商産業省機械情報産業局長 殿

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局長

いわゆるハッカー・なりすまし犯罪の防止対策のための必要な措置
について（要請）

謹啓 晩冬の候 貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の中央省庁等のサーバを対象としたいわゆるハッカー事案はインターネットの安全性に大きな懸念を与えたところであり、警察といたしましては、本年2月13日に施行されます「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」の適切な施行に努めてまいるところであります。

一方、平成11年のネットワーク利用犯罪は247件に上り、詐欺等一般国民を被害者とする形態のものが増加が特に著しいところ、これらの犯罪は、犯人が自らの身元を隠蔽するため、偽名又は架空名義でプロバイダと契約する、他人のアカウントを使用するなどの方法により、他人になりすまして行われることが多いという特徴があります。

ハッカー事案やこれらのネットワーク利用犯罪からネットワークシステムや国民を守り、今後益々発展が期待される電子商取引をはじめとするインターネットが安全で国民の多くが安心して利用することができるものとするためには、ハッカー事案及び「なりすまし」犯罪が容易に行われることのないようセキュリティの向上、プロバイダ契約時等における確実な本人確認の実施等のハッカー・なりすまし犯罪対策を推進する必要が高まっているところであります。

そこで、当職から、今般、貴省関係団体に別添のとおり要請いたしました。

これらの対策が、ネットワークシステムが犯罪の対象となり、あるいは踏み台としてハッカーに利用されることを防止するため、また、犯罪から多くの国民を守るため必要な措置であることにご理解いただき、インターネットが安全で安心して利用できるものとなるために、貴省からもご指導方お願いいたします。

また、以上のことから明らかなように、インターネットの利用には「なりすまし」による犯罪の危険が極めて高いことから、現在、貴省が策定中の「電子署名及び認証業務に関する法律案（仮称）」におきましても、電子認証制度を悪用する犯罪の防止のために、確実な本人確認の実施等犯罪防止のための仕組みを盛り込む必要性につきご理解いただきたくお願い申し上げます。

謹白

警察庁丙生企発第38号
警察庁丙刑企発第16号
平成12年2月4日

法務省民事局長 殿

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局長

なりすまし犯罪の防止対策のために必要な措置について（要請）

謹啓 晩冬の頃 貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、警察行政の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成11年のネットワーク利用犯罪は、247件に上り、詐欺等一般国民を被害者とする形態のものが増加が特に著しいところ、これらの犯罪は、犯人が自らの身元を隠蔽するため、偽名又は架空名義でプロバイダとの契約、メールアドレスの取得をする、他人のアカウントを使用するなどの方法により、他人になりすまして行われることが多いという特徴があります。

これらのネットワーク利用犯罪から国民を守り、今後益々発展が期待される電子商取引をはじめとするインターネットが安全で国民の多くが安心して利用することができるものとするためには、「なりすまし」犯罪が容易に行われることのないようプロバイダ契約時等における確実な本人確認の実施等のなりすまし犯罪対策を推進する必要が高まっているところであります。

そこで、当職から、今般、通商産業省、郵政省及び両省の関係団体に対し、「なりすまし」犯罪の防止のために確実な本人確認の実施等について対策を要請いたしました。

貴省が策定中の商業登記に基礎を置く電子認証制度及び公証人制度に基礎を置く電子公証制度（商業登記法等の一部を改正する法律案）並びに電子署名に関する制度（電子署名及び認証業務に関する法律案（仮称））は、我が国におけるインターネット利用環境の基盤となるものであり、これら電子認証制度を犯罪に悪用されにくいものとするのが、今後の高度情報通信社会の発展に不可欠であります。

そこで、これら電子認証制度を悪用した「なりすまし」犯罪を防止するために必要な措置を講じていただきたくお願い申し上げます。

謹白